

2 特別養護老人ホーム さわやかなの郷

「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所」運営規程

特別養護老人ホーム さわやかなの郷

「短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人志楽園福祉会が開設する特別養護老人ホーム さわやかなの郷 「短期入所生活介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 特別養護老人ホーム さわやかなの郷

② 所在地 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の641

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

（2）医師 1名以上

医師の職務は、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導とする。

（3）生活相談員 1名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

（4）介護及び看護職員、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1名以上

介護職員 4名以上

看護職員 1名以上

介護及び看護職員の兼務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

（5）管理栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

（6）機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(8) 事務員 1名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

併設利用型 10名

小規模生活単位型 10名ユニット1箇所

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合(1割、2割、3割)に応じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 個室使用料として、居住費を徴収する。

①滞在費の額 2066円

区分	1日あたりの 滞在費の額			
	基準額 保険料第4段階	減額対象者 保険料第3段階①②	減額対象者 保険料第2段階	減額対象者 保険料第1段階
特別養護 老人ホーム	2066円	1370円	880円	880円

3 教養娯楽費

利用者の自己選択による余暇活動(各種クラブ活動・個別レクリエーション経費・外出活動経費・居室室内装飾など)にかかる経費をこれとし、費用は実費負担とする。

4 食事サービス費

1日あたりの 食事サービス費	減額対象区分			
基準額 保険料第4段階	減額対象者 保険料第3段階②	減額対象者 保険料第3段階①	減額対象者 保険料第2段階	減額対象者 保険料第1段階
1445円	1300円	1000円	600円	300円
基準額は食材料費と調理に係る実費相当額の合計とする。				

食材料費は1食あたり、朝265円、昼625円、おやつ80円、夕475円を徴収する。

5 嗜好品・食費

利用者が選定する特別な食事及び酒・タバコ・ジュースの提供を行ったことに伴い必要となる費用の負担。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 職員は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、緑区・南区・豊明市内の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 職員は、利用者に対して、その指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（身体拘束に関する事項）

第10条 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）介護職員はその他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- （3）虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- （4）前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従

業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人志楽園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。